

令和 3 年度

船 橋 市 病 院 事 業 会 計 予 算

議案第9号

令和3年度船橋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	4 4 9床
(2)	年	間	患 者 数	
	入	院		1 3 0, 3 1 6人
	外	来		2 3 5, 2 8 0人
(3)	1	日	平 均 患 者 数	
	入	院		3 5 7人
	外	来		9 5 8人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入					
第1款	病 院 事 業	収 益		1 8, 2 7 9, 0 0 0千円	
第1項	医 業	収 益		1 6, 0 0 0, 8 0 0千円	
第2項	医 業 外	収 益		2, 1 6 2, 3 0 0千円	
第3項	特 別	利 益		1 1 5, 9 0 0千円	
支 出					
第1款	病 院 事 業	費 用		1 8, 2 7 9, 0 0 0千円	
第1項	医 業	費 用		1 7, 9 8 6, 1 0 0千円	
第2項	医 業 外	費 用		2 0 6, 3 0 0千円	
第3項	特 別	損 失		5 6, 6 0 0千円	
第4項	予 備	費		3 0, 0 0 0千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額833,600千円は、減債積立金504,600千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,405千円及び過年度分損益勘定留保資金327,595千円で補

填するものとする。) 。

		収	入
第1款	資 本 的 収 入		6 0 2 , 4 0 0 千円
第1項	企 業 債		1 0 0 , 0 0 0 千円
第2項	補 助 金		2 , 3 0 0 千円
第3項	負 担 金		5 0 0 , 0 0 0 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金		1 0 0 千円
		支	出
第1款	資 本 的 支 出		1 , 4 3 6 , 0 0 0 千円
第1項	建 設 改 良 費		4 3 1 , 4 0 0 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		1 , 0 0 4 , 6 0 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
寝具類及び病衣等賃借料	令和3年度～令和5年度	80,600
I S O 1 5 1 8 9 認定取得支援業務委託料	令和3年度～令和5年度	3,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医 療 機 器 整 備 事 業	100,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,408,790千円

(2) 交際費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,812,050千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	自動微生物同定感受性分析装置システム	1式
	超音波画像診断装置	1式
	放射線情報管理・放射線読影レポートシステム	1式
ソフトウェア	放射線情報管理・放射線読影レポートシステム	1式

令和3年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

